

平成26年度豊橋市競輪事業特別会計弾力条項適用について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第4項の規定により、平成26年度豊橋市競輪事業特別会計において弾力条項の適用を決定し、その経費を次のとおり使用する。

第1条 歳入歳出予算の弾力条項を適用する総額は、715,609千円とする。

2 歳入歳出予算の弾力条項の適用の区分及び該当区分ごとの金額は、別表に定めるところによる。

平成27年3月25日適用

豊橋市長 佐原光一

別 表

歳 入

款	項	既 定 額	増加収入額	計
1 事業収入		千円 11,296,845	千円 715,609	千円 12,012,454
	1 事業収入	11,296,845	715,609	12,012,454
歳 入 合 計		12,061,609	715,609	12,777,218

歳 出

款	項	既 定 額	弾力条項適用額	計
1 競輪事業費		千円 12,007,516	千円 715,609	千円 12,723,125
	1 競輪開催費	12,007,516	715,609	12,723,125
歳 出 合 計		12,061,609	715,609	12,777,218

競輪事業特別会計

競輪事業特別会計弾力条項適用明細書

1 歳 入

款 項 目	既 定 額	増加収入額	計
1 事業収入	千円 11,296,845	千円 715,609	千円 12,012,454
1 事業収入	11,296,845	715,609	12,012,454
2 勝者投票券 売 上 金	11,290,000	715,609	12,005,609
歳 入 合 計	12,061,609	715,609	12,777,218

節		説明
区分	金額	
	千円	千円
1 勝者投票券 売上金	715,609	

2 歳 出

款 項 目	既 定 額	弾力条項 適 用 額	計	弾力条項適用額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 競輪事業費	12,007,516	715,609	12,723,125	0	0	0	715,609
1 競輪開催費	12,007,516	715,609	12,723,125	0	0	0	715,609
4 払戻金	8,467,500	715,609	9,183,109	0	0	0	715,609
歳 出 合 計	12,061,609	715,609	12,777,218	0	0	0	715,609

節		金額	説明
区分	金額		
	千円		千円
23	償還金、利子 及び割引料	715,609	1. 勝者投票券払戻金 715,609